

令和3年度 ディーゼル微粒子捕集フィルター（DPF）装置等
不具合解消費用助成について

1. 対象事業者 会費未納がない会員事業者とする。
2. 助成対象 以下の期間に、千葉県内に使用の本拠を置く、
排ガス規制が平成21年規制以降の事業用貨物自動車に対して
不具合を解消し支払いが完了したものとする。
(ポスト新長期規制以降については、次頁の表1. に適合するもの)
期間：令和3年3月1日～令和4年1月末日
3. 申請受付期間 令和3年6月1日～令和4年2月4日午後5時必着
※但し、当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。
4. 申請方法 以下の書類一式を提出すること。
(全てA4サイズで作成)
 - (1) 令和3年度DPF装置等不具合解消費用助成実績報告書
 - (2) 不具合解消車両一覧表
 - (3) 不具合解消証明書
 - (4) 不具合解消に係る請求書のコピー
 - (5) 領収書・インターネットバンキングの振込結果等のコピー
 - (6) 対象車両の車検証のコピー
5. 助成台数 一事業者当り上限5台
6. 助成金額 1台当り、50,000円 ※費用が30万円以上(消費税除く)に限る
7. 助成金交付日

令和3年 6月～	7月受付	…	令和3年 9月末日交付
令和3年 8月～	10月受付	…	令和3年12月末日交付
令和3年11月～	12月受付	…	令和4年 2月末日交付
令和4年 1月～	2月受付	…	令和4年 3月末日交付

表1. 平成21年規制以降の自動車排出ガス規制の識別記号（3桁の組合せ記号となります。）

1 桁 目			2 桁 目			3 桁 目		
排出ガス規制年	低排出ガス認定	識別記号	燃料の別	ハイブリッドの有無（重量車燃費基準達成又は適用状況）	識別記号	用途	重量条件等	識別記号
平成21年規制※1	無	L	ガソリン L P G	有	A	貨物車・乗合	軽自動車	D
	50	M		無	B		車両総重量が1.7t以下	E
	75	R	軽油	有（未達成又は不適用）	C		車両総重量が1.7t超、3.5t以下	F
	10	Q		無（未達成又は不適用）	D		車両総重量が3.5t超	G
平成22年規制※2	無	S		有（達成）	J			
	10	T		無（達成）	K			
平成23年規制※3	無	U		有（5%達成）	N			
平成24年規制※3	無	W		無（5%達成）	P			
平成25年規制※3	無	X	有（10%達成）	Q				
平成26年規制※4	無	Y	無（10%達成）	R				
平成28年規制※5	無	2	CNG	有	E			
				無	F			
			メタノール	有	G			
				無	H			
			ガソリン・電気/ LPG・電気	有	L			
			軽油・電気	有	M			
			その他	有	Y			
				無	Z			

※1 NOx触媒付直噴ガソリン車及びディーゼル車（乗用車、軽量車、中量車の一部(2.5～3.5t)及び重量車の一部(12t～)

※2 ディーゼル車（中量車の一部(1.7～2.5t)及び重量車の一部(3.5～12t)

※3 特殊自動車

※4 ディーゼル特殊自動車

※5 ディーゼル重量車及び二輪車

(例) 21年規制低排出ガス認定無
軽油車でハイブリッド無
燃料基準未達成
識別記号は、LDGとなります。

2. 排ガス規制の適用を受けない自動車の識別記号

1 桁 目			2 桁 目			3 桁 目	
識別記号			種類	燃料等の別	識別記号	用途など	識別記号
Z			電気	電気	A	貨物	B
			燃料電池	水素（圧縮水素）	B		